

## 湖北地域勤労者互助会広報紙・ホームページバナー広告掲載実施要領

第1条 湖北地域勤労者互助会（以下「互助会」という。）が作成する広報紙「すくらむ」及びホームページへの有料広告掲載について、必要な事項を定める。

第2条 掲載できる広告については、長浜市有料広告掲載の取扱いに関する要綱（平成18年2月13日告示第18号）第3条に準拠する。

第3条 広告の掲載位置は、互助会が指定する。

第4条 掲載する広告は、次の通りとする。

		規 格 等
広報紙 すくらむ		A4 サイズ 1/4 カラー
ホームページ	上部スライドバナー	1 枠：縦 260 ピクセル×横 852 ピクセル PNG 形式、JPEG 形式、GIF 形式
	サイドバナー	1 枠：縦 176 ピクセル×横 600 ピクセル PNG 形式、JPEG 形式、GIF 形式（アニメ GIF 可）

第5条 広告を掲載する枠数は、1 事業所 2 枠以内とする。

2 広告の掲載期間は、1 か月単位とし、最長 1 年間とする。ただし、会長が必要と認めた場合は、この限りではない。

3 広告掲載期間中に、ホームページバナー広告において、互助会のサーバ等のメンテナンス以外でホームページを閉鎖した場合は、その閉鎖時間に応じ次の通り掲載期間を延長する。

閉鎖した時間	延長する期間
3 時間以上 24 時間以内	1 日
24 時間以上	閉鎖日数 + 1 日

第6条 広告掲載の募集は、随時行う。

2 広告掲載希望者が募集枠数を超えるときは、申請順とする。

第7条 広告掲載を希望する者は、広報紙・ホームページバナー広告掲載申込書（様式第1号）に掲載しようとする広告案を添えて、会長に申込みものとする。

第8条 掲載料は、1 枠につき次の通りの金額とし、掲載確定後互助会の指定する期日までに支払うものとする。

種 類		広告主	料金（1回/1か月）
広報紙 すくらむ		互助会会員事業所	3,000円
		会員以外の事業所	6,000円
ホームページ	上部スライドバナー	互助会会員事業所	10,000円
		会員以外の事業所	20,000円
	サイドバナー	互助会会員事業所	5,000円
		会員以外の事業所	10,000円

第9条 広告のデザイン及び内容などは、互助会広報紙及びホームページのイメージを損なうことのないよう、広告主と調整してから掲載するものとする。

2 広告の内容に関する責任は広告主が追うものとする。

3 広告原稿の作成経費は、広告主の負担とする。

4 広告原稿にイラスト・写真・ロゴなどを使用する場合は、広告主において著作権や肖像権の確認を行い、著作権料等が発生する場合は広告主の負担とする。

第10条 この要領に定めるもののほか、必要とする事項は別に定めるものとする。

附 則

この要領は、平成28年7月1日から適用する。

附 則

この要領は、令和5年4月1日から適用する。

様式第1号（第7条関係）

## 有料広告掲載申込書

令和 年 月 日

湖北地域勤労者互助会長 あて

湖北地域勤労者互助会広報紙・ホームページバナー広告掲載実施要領第7条の規定に基づき、広告の原稿を添えて以下のとおり申込みます。

広告掲載申込者	住 所 (所在地)		
	氏 名 (名 称)		
	代 表 者 職 氏 名		㊦
	担 当 者 氏 名		
	連 絡 先	電 話	
		F A X	
		e-mail	
業 種			
掲 載 を 希 望 す る 媒 体 (○で囲んでください。)	1 広報紙すくらむ ( 年 月号から 年 月号まで) 2 ホームページ ( 年 月 日から 年 月 日まで) 3 その他 ( )		
掲 載 希 望 枠 数	枠		
リ ン ク 先 U R L (ホームページ掲載の場合)			
広 告 の 内 容 (別紙添付可)			
そ の 他	1 申込みに当たっては、湖北地域勤労者互助会広報紙・ホームページバナー広告掲載実施要領の内容を遵守します。 2 広告の内容に著作権及び肖像権の侵害がないことを確認します。 3 長浜市暴力団排除条例（平成23年長浜市条例第43号）の理念に則り、湖北地域勤労者互助会が必要とする場合には、長浜警察署、木之本警察署及び米原警察署に照会することに同意します。		

長浜市有料広告掲載の取扱いに関する要綱（平成18年2月13日告示第18号）（抜粋）

（掲載の範囲）

第3条 次の各号のいずれかに該当する広告は、掲載しないものとする。

- （1）法令等に違反するもの又はそのおそれがあるもの
- （2）公序良俗に反するもの又はそのおそれがあるもの
- （3）政治性又は宗教性のあるもの
- （4）社会問題についての主義又は主張に当たるもの
- （5）美観風致を害するおそれがあるもの
- （6）公衆に不快の念又は危害を与えるおそれがあるもの
- （7）この要綱による有料広告の掲載申込時において、納期限が到来している市税及び国民健康保険料（税）の全部又は一部に未納があるもの
- （8）その他、広告として不相当であると市長が認めるもの

2 前項に定めるもののほか、広告に関する基準は、別途定める。